

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19H01419

研究課題名（和文）男女の雇用平等法制--法システムの発展を踏まえた再整理と実効化のための比較法研究

研究課題名（英文）Law of Employment Equality between Men and Women: A Comparative Study for its Realignment and Vitalization

研究代表者

中窪 裕也（NAKAKUBO, Hiroya）

一橋大学・大学院法学研究科・特任教授

研究者番号：90134436

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 6,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、今日では欧米の雇用平等法制が様々な差別事由を包括的に禁止し、その中で性差別の位置づけが問い直されているという認識の下に、英・米・独・仏・スウェーデンを主たる比較対象として検討を行ったものである。その成果として、第1に、各国の法内容と特徴を分析した論文を、専門雑誌の特集として発表した。第2に、性差別法制の母国といえるアメリカの最高裁判例の歩みを紹介した書物を、研究代表者が翻訳して刊行した。第3に、日本の均等法を中心とする法制の特徴と問題点、その下での判例等について、それぞれが検討を行い、論考を発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、欧米諸国の雇用平等法制とその中における男女平等の位置について、歴史的な展開を踏まえつつ、各国の特徴に留意しながら、現在の法状況を示すことができた。また、アメリカの1964年公民権法第7編における性差別法理の形成を、判例の具体的な中身を含めて解明することができた。これらとの対比で、日本の男女雇用機会均等法を中心とする法制の特徴と問題点がより明らかとなった。その解決の方向性について一定の指摘を行ったが、それらを含む本研究の成果が、ジェンダー平等の立ち後れが目立つ日本社会のあり方を考える上で、重要な資料となるものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study examined employment equality legislation in the UK, USA, Germany, France and Sweden as its main comparative subjects, based on the recognition that today, Western employment equality legislation comprehensively prohibits various grounds of discrimination and that the status of sex discrimination is being reexamined within it. As a result, first, we published articles analyzing the content and characteristics of the laws of each country as a special issue of a professional journal. Second, the principal investigator translated and published a book that presents the history of U.S. Supreme Court cases on sex discrimination in employment. Third, each of us presented a discussion on the characteristics and problems of the Japanese legal system, that is, the Equal Employment Opportunity Act and court decisions under the it.

研究分野：労働法

キーワード：雇用平等 性差別 男女雇用機会均等法 男女平等

1. 研究開始当初の背景

日本の男女雇用平等法制は、いわゆる男女雇用機会均等法(以下、均等法という)が2006年改正により初めて「性別を理由とする差別」の禁止に進化し、かつ2015年の女性活躍推進法による一定の措置の義務づけが加わって、一応の体系が完成した。しかし、その実効性は十分ではない上に、セクシュアル・ハラスメントの位置づけなど、理論的にも課題が残っている。

他方、性差別禁止の母国といえるアメリカ合衆国(以下、アメリカという)では、1964年公民権法の第7編によって、性は人種や宗教と並んで差別禁止の対象とされており、性差別のみを取り出して対処する日本の法制とは異なっているが(年齢や障害を理由とする差別についても、その後、別の法律で禁止された)その下で、妊娠差別やセクシュアル・ハラスメントなど「性」に独特の法理が生み出され、さらに男女の賃金差別について2000年代に重要な立法的展開があった。欧州諸国でも、当初は性差別だけの規制であったが、2000年代に入るとEU指令にもとづき、人種、性、宗教、年齢、障害などの差別事由を統合して包括的に禁止する法制が採用され、その中で性差別の意義と位置づけを改めて探求する必要性が生じていた。また、2014年には男女同一賃金の強化のために、賃金の透明化という新しいアプローチがEU委員会の勧告により打ち出され、新たな立法化の動きが現れた。

このように、欧米では年齢や障害を含む様々な差別事由が包括的に禁止対象とされ、その中で性差別の位置づけが問われるとともに、男女同一賃金に新たな光が当てられ、今日的な男女平等法理が展開しようとしていた。日本でも、障害者の雇用について差別禁止と合理的配慮の義務づけがなされるなどの進展があり、他の差別事由の場合との異同に注意を払いながら、男女雇用平等法制の再整理と実効化の検討がなされるべきであるが、そのような試みは不十分であった。

2. 研究の目的

本研究は、上記のような法システムの発展を踏まえつつ、今日の欧米諸国における男女平等法制の構造と機能を研究し、その中から日本の法制の課題を解明して進むべき方向を探ろうとしたものである。研究の対象として、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンの5か国を取り上げた。それぞれの国における雇用差別禁止法制の枠組みと、その中で「性差別」の位置づけを、歴史的な発展の経緯を含めて検討することが、基本的な目的である。その際に、男女同一賃金、性差別禁止の基本規定、妊娠・出産の取扱い、セクシュアル・ハラスメント、という4点を共通の柱としつつ、各国の独自の特徴にも留意することとした。また、これら欧米諸国と日本との対比を相対化する意味で、研究協力者の力も借りて、中国法の状況にも考察を加えることとした。なお、今日において「男女」や「性」を語るときに、それらの概念そのものがLGBTQの問題により自明ではなくなっていることにも格別の注意を払うこととした。

3. 研究の方法

本研究のうち外国法については、各人の専門に応じ、アメリカは中窪、イギリスはきょう、フランスは野田、ドイツは橋本、スウェーデンは両角が、それぞれ担当した。また、中国については、きょうと、研究協力者である鄒が検討を行った。また、日本法に関しては、富永と中窪が全体的な考察を行うとともに、各人がそれぞれの立場から検討を行った。

以上のような分担にもとづき、各人が文献や情報を収集して研究を進めた上で、ほぼ3か月に1度のペースで研究会を開催し、議論を行った。初年度(2019年度)の終わり頃から新型コロナウイルスの感染拡大の問題が発生したため、対面式の研究会は開催できなくなったが、以後はオンライン方式による研究会を実施した。

また、現地を訪問して研究者や法実施機関の調査を行う予定にしていたところ、2019年度のアメリカ調査はできたものの、やはり新型コロナウイルスの感染拡大のため、欧州諸国の調査は延期となり、2020年度、2021年度も事態は改善せず、海外の調査は断念せざるを得なかった。ただ、2021年度の旅費を2022年度に繰り越し、同年度の終わり(2023年3月)に、再度のアメリカ調査を行うことができた。現地調査を完全に代替することは不可能であるが、各人がオンライン・ツールを用いて現地の研究者等から情報収集を行った。また、2021年11月には、日仏会館とフランス国立日本研究所が主催するオンラインの国際セミナーで、フランスの研究者と意見交換をする機会もあった。

4. 研究成果

本研究の重要な成果として、第1に、季刊労働法273号(2021年6月)の特集「男女雇用平等法制の再検討」があげられる。詳しい引用は後の「5. 主な発表論文等」の箇所に譲るが、下記の論文のうちからまでの論文が、中窪による特集の趣旨説明とともに掲載された。これらは、欧米諸国と中国の男女雇用平等法制の経緯と現状を分析したものであり、詳細な内容をここ

で紹介することができないが、それぞれの国の特徴や担当者の関心に沿って少しずつ角度を変えながらも、全体が概観できる有意義な特集となっている。アメリカ(中窪)は、1964年公民権法における性差別禁止の判例法理とそれを受けた立法の展開に、イギリス(きょう)は、「性関連」差別を通じた性差別概念の再整理に、フランス(野田)は、性差別禁止立法と平等取扱い立法の分化に、ドイツ(橋本)は男女賃金格差の是正のための賃金透明化法に、スウェーデン(両角)は、両立支援の拡充による実質的な男女平等の推進に、それぞれ焦点を当てている。また、鄒(研究協力者)による、中国の女性「保護」による片面的アプローチと差別禁止の実効性の欠如を指摘し、日本(富永)は、発展問題ともいえる間接差別、ポジティブ・アクション、セクシュアル・ハラスメントという3つの切り口から、法理の再検討を行っている。これらの中から、性差別禁止が基本的な理念を共通としながらも、フランスの団体交渉を通じた職業的平等の実現や、スウェーデンにおけるオンブズマンによる法施行のように、それぞれの国において特有の発達をしていることが示された。

第2に、上記特集以外にも、男女雇用平等や性差別に関する欧米諸国の法理をフォローした論文を、それぞれが執筆したことである。下記の論文のうち、はアメリカの連邦最高裁が下したLGBTに対する差別も「性」差別にあたるとの判決の分析、はイギリスのトランスジェンダーに対するトイレの使用制限をめぐる判例の分析、はコロナ禍が女性労働者にもたらした困難とその法的取扱いの分析を、それぞれ行っている。また、²⁵もEUの性差別禁止の法理を扱った書物に対する書評であり、執筆に当たって研究会で議論を行うなど、本研究の成果が現れている。そのほか、2022年10月に開催された日本労働法学会の第139会大会では、ドイツにおける架橋的パートタイム制度と賃金透明化法に関するワークショップにおいて橋本が、トランスジェンダーの労働に関するワークショップにおいてきょうが、それぞれ、本研究の成果を踏まえた報告と議論を行った。さらに、中窪が、近刊の書物(和田肇先生古稀記念論文集、日本評論社)に「アメリカ男女雇用平等法制の新展開」という論文を執筆し、2022年に制定された3つの連邦法と州の賃金透明化立法について考察をしている。特に2022年12月に成立したPregnant Workers Fairness Actが女性の妊娠に対する合理的な配慮を使用者に義務づけたことは、アメリカの法制の大きな転換点となることが示されている。

第3に、図書に記載した、アメリカの性差別法理に関する英語文献の翻訳があげられる。この原著は、1964年公民権法に「性」差別の禁止が盛り込まれた経緯と、その後の半世紀に連邦最高裁が下した重要な10件の判決を、詳細かつ明解に分析した力作であり、アメリカでも性差別がいかにひどかったか、それに対して原告の女性たちがどれだけの苦勞をして闘ったかを活写している。著者のトーマス氏は、自ら性差別訴訟を扱った経験のある弁護士であるが、多数の資料に加えて各事件に関わった関係者やその遺族のインタビューを行っており、また、半世紀にわたる判例の動きを追う中で、連邦最高裁やアメリカ社会の変化も鮮やかに描き出した。それを日本の一般の人々にも読めるようにしたことは、社会的にも重要な意義があると考えられる。なお、本書の書評(菅野淑子・日本労働研究雑誌733号85-87頁、2021年)では、「本書における10の裁判記録は、非常にドラマチックに描かれており、ドキュメンタリーとしても読み応えがある。本書を日本語で味わえることに心から感謝したい。翻訳書としての水準の高さはみごととしがいいようがない。」とコメントされている(86頁)。

第4に、均等法を中心とする日本の雇用平等法制について、で中窪が、で富永が、それぞれ体系的な検討を行い、その現状と問題点を分析した。特に、均等法が対象を列挙する方式を採用していることや、間接差別を狭く限定していること、セクシュアル・ハラスメントが差別禁止とは区別された措置義務とされていることなどに、平等立法として制約となっていることが指摘されている。富永は、第1に記載した特集の論文で、3つの事項について踏み込んだ検討を行うとともに、で、日本的雇用慣行と差別禁止法理という大きな枠組みから検討を行い、その中における均等法の位置づけと課題を明らかにした。また、は、を英語に翻訳したものである。外国の読者向けの補足を加えながら日本の法制の特徴と問題点を整理しており、本研究の対外的な発信としての意義を有する。

第5に、日本法の個別の論点について、本研究による比較法的な考察の成果を活かしながら、各人が論考を発表したことである。論文¹⁵から²⁴までがこれに当たる。その中には、育児休業の取得に対する不利益取扱や、いわゆる非正規労働者の均等・均衡処遇のように、直接には性差別ではなくても構造的な男女の不平等に由来する問題も含まれる。また、パワーハラスメント防止の措置義務を扱ったも、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントという男女平等に関する立法がその背景となっており、本研究に連なるものである。²³が示すように、トランスジェンダーの労働者をめぐる裁判例が日本でも現れており、男女や性という概念の再整理と、その下での具体的な取扱いの検討が必要であることが認識される。他方、²¹と²⁴では、より直接的な採用・配置をめぐる性差別の有無が争われた裁判例を分析したものであるが、この点に関する判決の論理には問題があることが指摘され、さらなる法理の発展が必要であることが示された。本研究を踏まえ、各人がさらに検討を深めて行きたいと考えている。

論文

- 中窪裕也 アメリカにおける男女雇用平等法理の展開 季刊労働法 273 2021
きょう敏 イギリスにおける「性」関連差別の禁止 季刊労働法 273 2021
野田進 フランスにおける男女間の職業的平等法制の構造と展開 季刊労働法 273 2021
橋本陽子 ドイツにおける男女賃金格差是正の法理 季刊労働法 273 2021
両角道代 性差別禁止とライフコース 季刊労働法 273 2021
鄒庭雲 中国における男女雇用平等法の展開と課題 季刊労働法 273 2021
富永晃一 間接差別、ポジティブ・アクション、セクシュアル・ハラスメントの明確化に向けての一試論 季刊労働法 273 2021
中窪裕也 タイトル・セブンにおける「性」差別の禁止とLGBT ジュリスト 1551 2020
きょう敏 トイレの使用制限から見る性自認差別の課題 季刊労働法 276 2022
野田進 コロナ禍のもとでの女性労働者をめぐる雇用上の課題 月刊労委労協 786 2022
中窪裕也 男女の雇用平等 日本労働研究雑誌 727 2021
NAKAKUBO Hiroya, Gender Equality in the Workplace from a Legal Perspective, Japan Labor Issues 6-36, 2022
富永晃一 男女雇用機会均等法の展開と課題 ジュリスト 1578 2022
富永晃一 日本的雇用慣行と差別禁止法理 法律時報 95-2 2023
中窪裕也 ハラスメント法制の歩みと課題 ジュリスト 1546 2020
野田進 アカデミック・ハラスメントの法理・序説 季刊労働法 269 2020
野田進 育介法違反の不利益取扱いに対する地位確認請求(正社員復帰請求)の立論 労働法律旬報 1942 2019
野田進 労働契約論としての休暇・休業・退職 労働法律旬報 1951-1952 2020
野田進 「均衡処遇」の両義性 法律時報 92-13 2020
橋本陽子 労働者派遣における同一労働同一賃金原則 季刊労働法 272 2021
⑲ 両角道代 コース別人事制度における男女の処遇格差と性差別 ジュリスト 1575 2022
⑳ 富永晃一 正規・非正規格差是正規制の法的位置付け ジュリスト 1538 2019
㉑ 富永晃一 トランスジェンダー女性の化粧を理由とする就労拒否の正当性 ジュリスト 1555 2021
㉒ 富永晃一 コース別雇用管理と採用差別・職種転換上の差別の存否 季刊労働法 276 2022
㉓ きょう敏 書評・黒岩容子『EU 性差別禁止法理の展開』 日本労働研究雑誌 720 2020

図書

ジリアン・トーマス(中窪裕也訳) 雇用差別と闘うアメリカの女性たち 日本評論社 2020

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計29件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 中窪裕也	4. 巻 273
2. 論文標題 アメリカにおける男女雇用平等法理の展開 ジリアン・トーマス氏の著書を手がかりとして	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 78-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 きょう敏(Gong Min)	4. 巻 273
2. 論文標題 イギリスにおける「性」関連差別の禁止 「性」差別の概念整理のために	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 91-102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野田進	4. 巻 273
2. 論文標題 フランスにおける男女間の職業的平等法制の構造と展開	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 103-118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本陽子	4. 巻 273
2. 論文標題 ドイツにおける男女賃金格差是正の法理 賃金透明化法の制定までの展開と残された課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 119-138
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 両角道代	4. 巻 273
2. 論文標題 性差別禁止とライフコース スウェーデン法を中心とする比較法的検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 139-151
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鄒庭雲	4. 巻 273
2. 論文標題 中国における男女雇用平等法の展開と課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 152-161
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 富永晃一	4. 巻 273
2. 論文標題 間接差別、ポジティブ・アクション、セクシュアル・ハラスメントの明確化に向けての一試論	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 162-177
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中窪裕也	4. 巻 1551
2. 論文標題 タイトル・セブンにおける「性」差別の禁止とLGBT アメリカ連邦最高裁の新判例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 90-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 きょう敏(Gong Min)	4. 巻 276
2. 論文標題 トイレの使用制限から見る性自認差別の課題 イギリス法を手掛かりに	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 146-158
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野田進	4. 巻 786
2. 論文標題 コロナ禍のもとでの女性労働者をめぐる雇用上の課題 フランス労働法を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 月刊労委労協	6. 最初と最後の頁 2-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中窪裕也	4. 巻 727
2. 論文標題 男女の雇用平等 法制の現状と課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 14-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 NAKAKUBO Hiroya	4. 巻 6-36
2. 論文標題 Gender Equality in the Workplace from a Legal Perspective: Current Situation and Issues of Japan's Equal Employment Opportunity Act	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Japan Labor Issues	6. 最初と最後の頁 16-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 富永晃一	4. 巻 1578
2. 論文標題 男女雇用機会均等法の展開と課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 18-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 富永晃一	4. 巻 95-2
2. 論文標題 日本的雇用慣行と差別禁止法理	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 6-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中窪裕也	4. 巻 1546
2. 論文標題 ハラスメント法制の歩みと課題 パワーハラスメント防止の措置義務の法制化を契機として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 26-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野田進	4. 巻 269
2. 論文標題 アカデミック・ハラスメントの法理・序説 - 教育研究ハラスメントを中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 130-149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野田進	4. 巻 92-13
2. 論文標題 「均衡処遇」の両義性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野田進	4. 巻 1942
2. 論文標題 育介法違反の不利益取扱いに対する地位確認請求(正社員復帰請求)の立論：ジャパンビジネスラボ事件東京地判のもたらした問題の克服に向けて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 10-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野田進	4. 巻 1951-1952
2. 論文標題 労働契約論としての休暇・休業・休職：ジャパンビジネスラボ事件東京高判を起点に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 42-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本陽子	4. 巻 272
2. 論文標題 労働者派遣における同一労働同一賃金原則 とくに労使協定方式(派遣法30条の4)に関するドイツ法との比較	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 100-111
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 両角道代	4. 巻 1575
2. 論文標題 コース別人事制度における男女の処遇格差と性差別 巴機械サービス事件[横浜地裁令和3.3.23判決]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 147-150
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 富永晃一	4. 巻 1538
2. 論文標題 正規・非正規格差は正規制の法的位置付け : 比較制度的視点を踏まえて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 38-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 富永晃一	4. 巻 1555
2. 論文標題 トランスジェンダー女性の化粧を理由とする就労拒否の正当性 : Y交通事件[大阪地裁令和2.7.20決定]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 131-134
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 富永晃一	4. 巻 276
2. 論文標題 コース別雇用管理と採用差別・職種転換上の差別の存否 巴機械サービス事件・横浜地判令和3・3・23 労働判例1243号5頁	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 167-176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 きょう敏(Gong Min)	4. 巻 720
2. 論文標題 書評・黒岩容子『EU性差別禁止法理の展開 形式的平等から実質的平等へ, さらに次のステージへ』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 90-92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中窪裕也	4. 巻 1384
2. 論文標題 On the Basis of Sex	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 労務事情	6. 最初と最後の頁 2-2
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野田進	4. 巻 1260
2. 論文標題 ジェンダー版「仕事探しは自分探し」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中央労働時報	6. 最初と最後の頁 32-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件(うち招待講演 1件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 中窪裕也
2. 発表標題 雇用上の性差別に対する立法と訴訟 アメリカと日本
3. 学会等名 日仏会館・フランス国立日本研究所主催セミナー「日本とフランスにおける女性の権利、性差別と労働法」(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 橋本陽子
2. 発表標題 多様化するライフコースにおける労働と公正性の保障について考える - ドイツにおける架橋的パートタイム制度と賃金透明化法を中心に
3. 学会等名 日本労働法学会第139回大会ワークショップ
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 きょう敏 (Gong Min)
2. 発表標題 ジェンダー規範からみるトランスジェンダーの労働 「男女別」施設へのアクセス権を中心に
3. 学会等名 日本労働法学会第139回大会ワークショップ
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 ジリアン・トーマス (中窪裕也訳)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 384
3. 書名 雇用差別と闘うアメリカの女性たち 最高裁を動かした10の物語	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	橋本 陽子 (HASHIMOTO YOKO) (00292805)	学習院大学・法学部・教授 (32606)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	GONG MIN (きょう敏) (GONG MIN) (20452807)	久留米大学・法学部・教授 (37104)	
研究分担者	富永 晃一 (TOMINAGA KOICHI) (30436498)	上智大学・法学部・教授 (32621)	
研究分担者	両角 道代 (MOROZUMI MICHIO) (80234590)	慶應義塾大学・法務研究科（三田）・教授 (32612)	
研究分担者	野田 進 (NODA SUSUMU) (90144419)	九州大学・法学研究院・特任研究員 (17102)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	郷 庭雲 (SUU TEIUN)	中国華東政法大学	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------